

岩手県告示第709号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年8月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成22年7月30日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社八重庄建設
    - イ 主たる営業所の所在地 北上市村崎野9地割315番地
    - ウ 代表者の氏名 八重樫勲
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第690号
  - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年7月29日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成22年7月28日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社サンコーエンジニア
    - イ 主たる営業所の所在地 久慈市畑田第21地割6番地7
    - ウ 代表者の氏名 西沢孝雄
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第140012号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年7月27日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成22年8月2日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社伊東組
    - イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市高田町字大石51番地2
    - ウ 代表者の氏名 伊東留雄
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（特-17）第4919号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する特定建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年8月2日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。